



政府聲明及總理大臣演說集 第五輯

— 近衛第二次内閣の部 —

情報局

は し が き

本輯は時局認識の爲及輿論指導の參考資料として昭和十五年七月二十二日近衛第二次内閣成立より、昭和十六年七月十六日内閣更迭に至る迄の重要な政府聲明、發表及近衛内閣總理大臣の訓示、演説、談、放送等を編纂したるもので、その内容は廣く利用せらるゝことを希望する。従つて本書を小冊子として刊行し、又一部を引用轉載すること差支なく、その場合は轉載せるもの三部を當局第一部宛送附せられ度

昭和十六年九月

詔書

大義ヲ八紘ニ宣揚シ坤輿ヲ一字タラシムルハ實ニ皇祖皇宗ノ大訓ニシテ朕ガ夙夜眷々措カザル所ナリ而シテ今ヤ世局ハ其ノ騷亂底止スル所ヲ知ラズ人類ノ蒙ルベキ禍患亦將ニ測ルベカラザルモノアラントス朕ハ禍亂ノ戡定平和ノ克復ノ一日モ速ナランコトニ軫念極メテ切ナリ乃チ政府ニ命ジテ帝國ト其ノ意圖ヲ同ジクスル獨伊兩國トノ提攜協力ヲ議セシメ茲ニ三國間ニ於ケル條約ノ成立ヲ見タルハ朕ノ深ク憚ブ所ナリ惟フニ萬邦ヲシテ各、其ノ所ヲ得シメ兆民ヲシテ悉ク其ノ堵ニ安ンゼシムルハ曠古ノ大業ニシテ前途甚ダ遼遠ナリ爾臣民益々國體ノ觀念ヲ明徴ニシ深ク謀リ遠ク慮リ協心戮力非常ノ時局ヲ克服シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼セヨ

御名 御璽

昭和十五年九月二十七日

各國務大臣副署

告諭

日獨伊三國條約ノ締結ニ當リ、畏クモ大詔ヲ渙發セラレ、帝國ノ嚮フ所ヲ明ニシ、國民ノ進ムベキ道ヲ示サセ給ヘリ。聖慮宏遠洵ニ恐懼感激ニ堪ヘザルナリ。

恭シク惟フニ世界ノ平和ヲ保持シ、大東亞ノ安定ヲ確立スルハ、我が驛國ノ精神ニ淵源シ、正ニ不動ノ國是タリ。昨秋歐洲戰爭ノ發生ヲ見、世界ノ騷亂益々擴大シ、底止スルトコロヲ知ラズ。是ニ於テカ速ニ禍亂ヲ戡定シ、平和克復ノ方途ヲ講ズルハ、現下喫緊ノ要務タリ。適、獨伊兩國ハ帝國ト志向ヲ同ジウスルモノアリ。因リテ帝國ハ之ト相提攜シ、夫々大東亞及歐洲ノ地域ニ於テ新秩序ヲ建設シ、進ンデ世界平和ノ克復ニ協力センコトヲ期シ、今般三國間ニ條約ノ締結ヲ見ルニ至レリ。

今ヤ帝國ハ愈々決意ヲ新ニシテ、大東亞ノ新秩序建設ニ邁進スルノ秋ナリ。然レドモ帝國ノ所信ヲ貫徹スルハ前途尙遼遠ニシテ、幾多ノ障礙ニ遭遇スルコトアルベキヲ覺悟セザルベカラズ。全國民ハ謹デ聖旨ヲ奉體シ、非常時局ノ克服ノ爲益、國體ノ觀念ヲ明徴ニシ、協心戮力如何ナル難關ヲ突破シ、以テ聖慮ヲ安ンジ奉ランコトヲ期セザルベカラズ。是レ本大臣ノ全國民ニ望ム所ナリ。

昭和十五年九月二十七日

内閣總理大臣 公爵 近衛 文 麿

紀元二千六百年式典ニ於テ賜ハリタル勅語

茲ニ紀元二千六百年ニ膺リ百億眾庶相會シ之レカ慶祝ノ典ヲ舉ケ以テ肇國ノ精神ヲ昂揚セントスルハ朕深ク焉レヲ嘉尚ス

今ヤ世局ノ激變ハ實ニ國運隆替ノ由リテ以テ判カルル所ナリ爾臣民其レ克ク嚮ニ降タシシ宣諭ノ趣旨ヲ體シ我カ惟神ノ大道ヲ中外ニ顯揚シ以テ人類ノ福祉ト萬邦ノ協和トニ寄與スルアラシクコトヲ期セヨ

内閣總理大臣壽詞

臣文麿謹ミテ言ス伏シテ惟ミルニ

皇祖國ヲ肇メ統ヲ垂レ

皇孫ヲシテ八洲ニ君臨セシメ賜フニ 神勅ヲ以テシ授クルニ

神器ヲ以テシタマフ 寶祚ノ隆天壤ト窮リ無ク以テ

神武天皇ノ聖世ニ及ブ乃チ 天業ヲ恢弘シテ 皇都ヲ橿原ニ奠メ 宸極ニ光登シテ 徳化ヲ六合ニ敷キタマヒ

歷朝相承ケテ 天基ヲ鞏クシ 洪猷ヲ壯ニシ一系連綿正ニ紀元二千六百年ヲ迎フ國體ノ尊嚴萬邦固ヨリ比類ナシ

皇謨ノ宏遠四海豈匹儔アラシヤ臣文麿誠懃懃頓首頓首

恭シク惟ミルニ

天皇陛下聰明聖哲允ニ文允ニ武夙ニ

祖宗ノ丕積ヲ紹ギタマヒ宵旰治ヲ圖リ文教ヲ弘メ武備ヲ整ヘ 威烈ノ光被スル所昭明ノ化普率ニ洽ク億兆臣民皆雨露

ノ惠澤ニ浴ス方今世局ノ變急ナルニ臨ミ或ハ六帥ヲ異域ニ出シ或ハ盟約ヲ友邦ニ結ビ以テ東亞ノ安定ヲ確立シ以テ

世界ノ平和ヲ促進シタマハントス洵ニ絶代ノ盛徳曠古ノ大業一トシテ

皇祖肇國ノ 宸意ト

神武天皇創業ノ 皇謨トニ契合セザルハナシ臣等生ヲ昭代ニ享ケ此ノ隆運ヲ仰ギ感激抃躍ノ至リニ堪ヘズ曩ニ光輝ア

ル紀元ノ佳節ニ當リ優渥ナル 聖詔ヲ拜シ恐懼措ク能ハズ臣等協心戮力誓ツテ大訓ニ率由シ益々國體ノ精華ヲ發揮シテ非常ノ時艱ヲ克服シ八紘一字ノ 皇讓ヲ翼贊シテ宏大無邊ノ 聖恩ニ奉對センコトヲ期ス本日此ノ式典ヲ學クルニ際シ

天皇陛下 皇后陛下ノ 臨御ヲ辱クス臣等更ニ遠ク心ヲ肇國ノ淵源ニ馳セ思フ創業ノ雄圖ニ致シ感激益々深シ臣文麿乏シキヲ承ケテ臺閣ノ首班ニ居リ茲ニ帝國臣民ニ代リ叨リニ 天顏ニ咫尺シテ恭シク 聖壽ノ萬歲ヲ祝シ 實祚ノ無窮ヲ頌シ奉ル臣文麿誠儀誠慶頓首頓首謹ミテ言ス

(6)

近衛内閣總理大臣謹話

本日紀元二千六百年式典ノ舉行セラルルニ當リ、畏クモ 天皇 皇后兩陛下親シク式場ニ臨御シ給ヒ、國民ノ熱誠ナル奉祝ヲ嘉セラレ、優渥ナル勅語ヲ賜ハリマシタコトハ、聖慮宏遠洵ニ恐懼感激ニ堪ヘマセン。マタ此ノ佳キ日ニ際シ諸種ノ功勞者ニ對シテ特ニ恩賞ノ御沙汰ヲ拜シマシテ、聖恩ノ無邊ニ感泣スル外ハアリマセン。我等國民ハ 聖旨ヲ奉體シテ一層ノ御奉公ヲ勵ミ、以テ 聖恩ニ應ヘ奉ランコトヲ固ク心ニ期スル次第デアリマス。

(7)

近衛内閣總理大臣謹話

本日畏クモ 天皇 皇后兩陛下ノ行幸行啓ヲ仰ギ紀元二千六百年式典ヲ舉行致シマスコトハ、誠ニ感激歡喜ノ極ミデアリマス。

紀元二千六百年ヲ奉祝スル意ハ、モトヨリ 神武天皇御即位以來悠久二千六百年ノ連綿巨大ナル皇國ノ歴史、世界ニ冠絶スル國體、四海ヲ光被スル皇國日本ノ永劫ヘノ輝カシキ前進ヲ慶祝スルト同時ニ、民草ノ上ニ洽キ 皇恩ニ感謝シ奉ル所以デアリマスガ、此ノ昭代ニ生ヲ享ケ、此ノ盛儀ニ會スルノ光榮ヲ得マシク我等一億國民ハ、遠ク想ヲ肇國ノ昔ニ馳セ、光輝アル國史ニ願ミ、愈々宏大無邊ノ皇謨ヲ扶翼シ奉ラナケレバナライコトヲ深ク心ニ銘スルノデアリマス。曩ニ紀元ノ佳節ニ當リマシテ、畏クモ詔書ヲ賜リ、國民ノ嚮フベキ途ヲ明カニサレマシタ事ハ、聖慮宏遠洵ニ恐懼ニ堪エナイ所デアリマス。

今ヤ皇國ハ、内ニ諸般ノ態勢ヲ整ヘ國力ヲ充實シ、外世界ノ動向ヲ指導推進シテ、肇國ノ神慮八紘一宇ノ精神ニ基ク萬邦協和ノ世界秩序ヲ確立スベキ重大ナル時期ニ立ツテ居リマス。此ノ佳キ年ニ當ツテ、皇國ノ使命ノ益々重キヲ加ヘマシタコトハ決シテ單ナル偶然デハナク、其ノ中カラ深イ意義ヲ感得シナケレバナリマセン。

曠古ノ祝典ヲ迎ヘテ滿腔ノ祝意ヲ捧ゲ、聖壽ノ萬歳ヲ壽ギ奉ルト共ニ、此ノ機會ニ舉國一致、一層ノ覺悟ト努力ヲ以テ御奉公ノ誠ヲ效シ、聖旨ニ應ヘ奉ラン事ヲ期スル次第デアリマス。

紀元二千六百年奉祝會ニ於テ賜ハリタル勅語

爰ニ紀元二千六百年慶祝ノ臨ミ各國代表者並ニ朝野ノ代表者ト歡ヲ罄クシ樂ヲ偕ニスルハ朕ノ深ク憐
フ所ナリ
今ヤ一大世變ニ際會スルモ平和ノ日ナラスシテ恢復セラレ萬邦ト俱ニ其ノ慶ニ賴ランコトヲ望ム

紀元二千六百年奉祝會總裁代理奉祝詞

紀元二千六百年奉祝會總裁代理臣宣仁謹ミテ言ス伏シテ惟ミルニ

神武天皇

皇祖ノ神勅ヲ奉シ天壤無窮ノ寶祚ヲ踐ミ給ヒシヨリ

列聖相承ケテ

陛下ノ御宇ニ逮ヒ今年恰モ紀元二千六百年ニ當レリ

陛下ノ盛時ニ際シ特ニ宮中ニ於ケル紀元節ノ祭典ヲ重クシ 明詔ヲ發シテ臣民率由ノ大道ヲ示シ 恩赦ノ令ヲ下

シテ遍ク仁澤ヲ布キ又

神宮

山陵ヲ 親拜シテ孝敬ヲ申ヘ陸海ノ軍容ヲ 親閱シテ士氣ヲ勸マシ給ヘリ

聖慮深厚洵ニ恐懼ニ勝ヘス臣等茲ニ令辰ヲトシ恭ク

天皇 皇后兩陛下ノ臨御ヲ仰キ紀元二千六百年奉祝ノ會ヲ行フ瑞雲靄霧トシテ宸闕ノ邊リヲ繞リ和氣洋洋トシテ禁苑

ノ外ニ溢ル普天率土手ヲ額ニシ聲ヲ同シウシテ此ノ盛事ヲ謳歌セサルナシ願レハ世界ハ今曠古ノ變局ニ臨メリ

陛下武ヲ異域ニ用ヒテ東亞永遠ノ安定ヲ冀圖シ盟ヲ友邦ニ結ヒテ宇内恆久ノ平和ニ寄與シ給ハントス

聖謨宏遠洵ニ感激ニ勝ヘス臣等衷協同 皇猷ヲ贊襄シ時艱ヲ匡濟シ以テ

天恩ノ萬一ニ報ヒ奉ランコトヲ期ス臣等生ヲ昭代ニ享ケテ此ノ昌期ニ遭ヒ歡天喜地ノ至ニ勝フルナシ恭シク表ヲ上
リ賀ヲ陳ヘ以テ上聞ス臣宣仁謹ミテ言ス

第七十六回帝國議會開院式勅語

朕茲ニ帝國議會開院ノ式ヲ行ヒ貴族院及衆議院ノ各員ニ告ク

帝國ト締盟各國トノ交際ハ益々親厚ヲ加フ

朕深ク之ヲ欣フ然レトモ世局ハ曠古ノ騷亂其ノ底止スル所ヲ知ラス

朕ハ舉國臣民カ愈々忠誠公ニ奉シ億兆心ヲ一ニシテ

朕カ事ヲ贊襄センコトヲ望ム

朕ハ國務大臣ニ命シテ昭和十六年度及臨時軍事費ノ豫算案ヲ各般ノ法律案ト共ニ帝國議會ニ提出セシム卿
等其レ克ク時局ノ重大ニ稽ヘ和衷審議以テ協贊ノ任ヲ竭サンコトヲ期セヨ

第七十六回帝國議會閉院式勅語

朕貴族院及衆議院ノ各員ニ告ク

朕本日ヲ以テ帝國議會ノ閉會ヲ命シ併セテ卿等克ク朕カ意ヲ體シ協贊ノ任ヲ竭セルノ勞ヲ嘉獎ス

一五、日華共同聲明(近衛内閣總理大臣・汪院長)(昭和十六年六月二十三日)……………三三

一六、汪精衛閣下を迎へて(昭和十六年六月二十四日近衛内閣總理大臣ラヂオ放送)……………三四

一七、七月の興亞奉公日國民常會に際し近衛内閣總理大臣ラヂオ放送(昭和十六年七月一日)……………三九

一八、重要國策決定に關し政府發表(昭和十六年七月二日午後一時三十分)……………四五

一九、近衛第二次内閣總辭職に際しての政府發表(昭和十六年七月十六日午後十一時十五分)……………四五

参考

一、大政翼賛會發會式に於ける近衛總裁挨拶(昭和十五年十月十二日)……………四六

一、近衛内閣總理大臣談 (大命を拜して)(昭和十五年七月二十二日)

私は揣らざるも再び大命を拜し非才を顧みて洵に恐懼に堪へません、粉骨碎身全力を盡して輔弼の 聖恩に酬ひ奉りたいと存じます、今や皇國は東亞新秩序を建設しつゝ世界未曾有の轉換を推進して居るのであります。私は新時代の要望に應ふべく一億國民と共に一意肇國の精神の發揚に邁進したいと思ひます、國民諸君の心からなる御協力を切望する次第であります。

二、大命を拜して (昭和十五年七月二十三日近衛内閣總理大臣ラヂオ放送)

今回圖らずも再び大命を拜し、重大時局にあたることになり、洵に恐懼に堪へません。私は粉骨碎身全力を盡して輔弼の重責を果し、聖慮を安んじ奉らんことを期して居ります。こゝにラヂオを通じ、全國民に對し所信の一端を述べたいと考へます。

今日私共が身を以て感ずることは、一つには世界が未曾有の轉換期に際會してゐるといふこと、二つには世界いづれの國とも同様に、我が國も歴史始まつて以來の時局に當面してゐるといふことであります。歐洲戰爭十ヶ月にしてドイツの電撃的作戰はフランスを攻略し、英本土を危殆に陥れ、第一次世界大戰の結果打建てられた舊秩序を一舉にして打破らうとして居ります。東亞に於ては聖戰三年、歐米勢力の壓迫から支那を救ひ、新らしき東亞を建設せんと

する我が偉業は着々と歩を進めて居ります。新秩序樹立の胎動は、まさしく、洋の東西を問はず世界を揺り動かして居るのであります。その間率先して現状維持勢力に双方向した我が日本の、現下の歴史的瞬間に於ける役割こそは最も意義あるものといはねばなりません。我々は世界革新の先頭に立つものであり、新進國家群の間にあつて推進力たるの任務を負へることを知るものであります。この重大なる任務を立派になし遂げるに足る強力なる體制を我が國自身整へねばならぬといふ要請が期せずして國內に起つてゐるのは、洵に當然といはねばなりません。

日本はかくの如く將に世界新情勢に棹してゐるのであります。翻つて考へれば今日程日本が重大變局に直面した時もなかつたと思はれるのであります。國際關係の今後の發展如何によつては思はざる重壓が外より來ることを覺悟せねばなりません。また現在既に切りつめられた國民の經濟生活は、この上とも重い犠牲を負はされるものと思はねばなりません。果して我が國防は鐵壁の上にも鐵壁か？經濟機構は如何なる試練にも堪ふる程強固にして弾力性に富めりや否や。この見地から言ふも國內體制の整備確立が、國民凡ゆる層の間に強く求められてゐるのは當然であります。

その目的から言へば、新體制は、支那事變處理をも含めて廣く外交の働きを有效敏活ならしめ、高度の國防を可能ならしめ、經濟生活の根柢を安固ならしめる爲めのもの、一言にしていへば政治の力を最高度に發揮せしめる爲めのものであります。

かくの如き新政治體制の組織機構は如何なるべきか。之が實現方法如何。この問題を解決することは刻下我が國に與へられた何よりも大切な課題であることが痛感されるのであります。私は曩に樞密院議長を拜辭して以來、之が研

究を進めて居つたのであります。圖らずも内閣首班の大任を拜命することになり、愈、その達成に向つて銳意力めねばならぬことを感じて居る次第であります。素より新體制が完成しなければ政治も外交も出来ぬといふ筋合のものではなく、一方、着々として諸政策を樹て之を實行してゆくことも新體制を促進する途とも云へるのであります。

未だ抽象論の範圍を出ませんが、新體制の下にあつては、先づ現在帝國議會に代表されてゐる政黨はその性格に於て、目的に於て、又據つて起つ基礎に於て、大々的に改革されねばならぬことは明白であります。同時に現在未だ組織されてゐない、或ひは組織されてゐても相互につながりのない國民各職能層を再編成し、組織化せねばならぬことも明らかであります。この二つのことが成就せねば、眞に國民生活に根を下した政治が出来ぬとも言へるのであります。更に内閣機構の改正、行政府各部の合理化、行政府と立法府との關係、進んでは統帥と政治との關係等と、問題は極めて廣く且つ複雑困難であることを知らねばなりません。就中、政治と統帥の關係は最も樞要なる問題といふべく、新體制の成否は究極する所、懸つて此處にあると云ふも過言でないと思はれます。

かく考へて來ますと新體制の完成が如何に必要であるかと同時に、如何に困難であり時日を要するものであるかは何人にも明かでありませう。然しながら我々に希望を與へ、我々に勇氣づけるものは、何物を以てしても押へることの出来ない時代の要求であります。舊來長年月に亙つた因襲と慣習とは、勿論一舉に之を抛擲することは不可能であります。段階を経、順序を追つて進めば、新しいものが之に代るべきことは最早時代の約束であります。國民の總智を動員して堅實に大地を踏まへ、一刻も早く理想の彼岸に到達せんことを、私は國民諸君と共に念願して止まないものであります。

三、新内閣の基本國策に關し帝國政府聲明 (昭和十五年八月一日)

世界は今や歴史的に一大轉機に際會し數個の國家群の生成發展を基調とする新たな政治經濟文化の創成を見んとし、皇國亦有史以來の大試練に直面す。此の秋に當り眞に肇國の大精神に基づき皇國の國是を完遂せんとせば右世界史的發展の必然的動向を把握して庶政百般に互り速かに根本的刷新を加へ萬難を排して國防國家體制の完成に邁進することを以て刻下喫緊の要務とす。依つて基本國策の大綱を策定すること左の如し。

基本國策要綱

一、根本方針

皇國の國是は八紘を一字とする肇國の大精神に基づき世界平和の確立を招來することを以て根本とし、先づ皇國を核心とし日滿支の強固なる結合を根幹とする大東亞の新秩序を建設するに在り。

之が爲め皇國自ら速かに新事態に即應する不拔の國家態勢を確立し國家の總力を擧げて右國是の具現に邁進す。

二、國防及び外交

内外の新情勢に鑑み國家總力發揮の國防國家體制を基底とし國是遂行に遺憾なき軍備を充實す。

現下の外交は大東亞の新秩序建設を根幹とし先づ其の重心を支那事變の完遂に置き、國際的大變局を達觀し建設的にして且つ弾力性に富む施策を講じ、以て國運の進展を期す。

三、國內態勢の刷新

内政の急務は國體の本義に基づき庶政を一新し國防國家體制の基礎を確立するに在り。之が爲め左記諸件の實現を期す。

- 1 國體の本義に透徹する教學の刷新と相俟ち自我功利の思想を排し國家奉仕を第一義とする國民道德を確立す。
- 2 強力なる新政治體制を確立し國政の綜合統一を圖る。
 - イ、官民協力一致各、其の職域に應じ國家に奉公することを基調とする新國民組織の確立
 - ロ、新政治體制に即應し得べき議會翼贊體制の確立
 - ハ、行政の運用に根本的刷新を加へ其の統一と敏捷とを目標とする官界新態勢の確立
- 3 皇國を中心とする日滿支三國經濟の自主的建設を基調とし國防經濟の根基を確立す。
 - イ、日滿支を一環とし大東亞を包容する協同經濟圏の確立
 - ロ、官民協力による計畫經濟の遂行特に主要物資の生産、配給、消費を貫く一元的統制機構の整備
 - ハ、綜合經濟力の發展を目標とする財政計畫並びに金融統制の確立強化
 - ニ、世界新情勢に對應する貿易政策の刷新
 - ホ、國民生活必需物資特に主要食糧の自給方策の確立
 - ヘ、重要産業特に重、化學工業及び機械工業の劃期的發展
 - ト、科學の劃期的振興並びに生産の合理化
 - チ、内外の新情勢に對應する交通運輸施設の整備擴充

リ、綜合國力の發展を目標とする國土開發計畫の確立

4 國是遂行の原動力たる國民の資質、體力の向上並びに人口増加に關する恒久的方策特に農業及び農家の安定發展に關する根本方策を樹立す。

5 國策の遂行に伴ふ國民犧牲の不均衡の是正を斷行し厚生の諸施策の徹底を期すると共に國民生活を刷新し眞に忍苦十年時艱克服に適應する質實剛健なる國民生活の水準を確保す。

四、近衛内閣總理大臣談 (基本國策の聲明に際して)(昭和十五年八月一日)

政府は國策の基本要綱を決定し茲に之を發表する。本要綱は概ね政府自らの今後着々實行すべき具體的施策の基本となるものであり、その方向を示さんとするものである。

政戦兩略の一致は政府の最も期する所であつて、既に過日大本營との連絡會議も開かれ完全に意見の一致を見たのであるが、今後益々これが達成に向つて進むべく、本要綱に基づき外に對しては新情勢に應ずべき國防の充實と外交の自主積極的刷新、内に於ては強力なる新政治體制の確立に邁進せんとするものである。

(6)

五、新體制準備會第一回會議に於る

近衛内閣總理大臣聲明 (昭和十五年八月二十八日)

今や我が國は世界的大動亂の渦中に於て、東亞新秩序の建設といふ未曾有の大事業に邁進しつゝある、この秋に當り世界情勢に即應しつゝ能く支那事變の處理を完遂すると共に、進んで世界新秩序の建設に指導的役割を果す爲には、國家國民の總力を最高度に發揮してこの大事業に集中し如何なる事態が発生するとも獨自の立場に於て迅速果敢且有效適切に之に對處し得るやう、高度國防國家の體制を整へねばならぬ、而して高度國防國家の基礎は強力なる國內體制にあるのであつて、こゝに政治、經濟、教育文化等あらゆる國民生活の領域に於ける新體制確立の要請があるのである。

この要請は一内閣一黨派一個人の要請を遙かに超えたる國家的要請であり、又何等か特定の政策の爲にのみ必要とされる一時的なる要請でも無く必要に應じて如何なる政策をも強力に遂行し得る爲の恒常的なる要請である、今我が國がかくの如き強力なる國內新體制を確立し得るや否やは、正に國運興隆の成否を決定するものといはねばならぬ。

かゝる新體制に含まるゝものとしては先づ統帥と國務との調和、政府部内の統合及能率の強化、議會翼賛體制の確立等が挙げられねばならぬ、之等の事項については、政府の立場に於ても鋭意その實現を期しつゝある併しながら更に重要な之等の基底を爲す萬民翼賛の所謂國民組織の確立であつて、こゝに準備會を招請し協議協力を求めんとするもの、正にこの問題についてである。

(7)

この國民組織の目標は、國家國民の總力を集結し、一億同胞をして生きた一體として等しく大政翼賛の臣道を完うせしむるにある、かゝる目標を達成するには、全國民がその日常生活の職場々々に於て翼賛の實を擧げ得るやうにせねばならぬのである、思ふに從來の如く國民の大多數が三年か四年に一度の投票により選舉に参加するのみを以て政

治と關係する唯一の機會とするが如き状態にあつては、國民全部が國家の運命に熱烈なる關心を持ち得なかつたのも寧ろ當然といふべきであらう。

國民組織は國民が日常生活に於て國家に奉公する組織なるが故に、それは經濟及文化の各領域に亘つて樹立されねばならぬ、即ち經濟に於ても文化に於てもあらゆる部門がそれぞれ縦に組織化され、更に各種の組織を横に結んで統合するところの全國的なる組織が作られねばならぬ今日經濟文化兩方面に於て政策を樹立する當局者が國民の實際活動について眞の理解を有せず又國民の側に於ても國家の政策決定に無關心であり、かくて取締られるものが對立的關係に置かるゝ如き傾向あるは、正しく萬民翼贊の實を擧ぐべき組織なき處より生まるゝ缺陷である、かく考ふる時いふ所の國民組織の眼目が奈邊にあるかは自ら明白である、即ちそれは國民をして國家の經濟及文化政策の樹立に内面より參與せしむるものであり、同時にその樹立される政策をあらゆる國民生活の末梢に至るまで行渡らせるものなのである。かゝる組織の下に於て始めて、下意上達、上意下達、國民の總力が政治の上に集結されるのである。

以上の如き國民組織が完成される爲には一つの國民運動が必要である、元來かくの如き國民運動は國民の間から自發的に盛り上つて來るべきであつて、政府がこの種の運動を企圖指導し又は之を行政機構化することは國民の自發的總力の發揮を妨ぐるの虞があるのである、併しながら現下の情勢はかゝる運動の自然發生的展開にのみ期待するを許さず、且又下からの運動は動もすれば分派の抗争に陥り眞實の國民運動となり得ぬ虞がある、茲に於て政府も亦この運動に對して當然積極的に之を育成指導する必要があるのである。

かくて觀じ來れば國民組織の運動は實に官民協同の國家的事業であり、全國的なる國民翼贊運動に外ならぬのであ

(8)

る、而してそれは單に狭き意味に於ける精神運動ではなく、實に政治理想と政治意識の高揚を目的とするものである、之が爲には廣く朝野有名無名の人材を登用して運動の中核體を組織し、そこに強力なる政治力と實踐力を結集せしむることがこの運動に不可欠の要件となるのである。

かくの如くこの運動は高度の政治性を有するものではあるが、それは斷じて所謂政黨運動では無い政黨は抑、個別的分化的なる部分の利益、立場を代表することをその本質の中に藏してゐる、勿論部分なき全體はないのであるから政黨がその中に部分的要素を持つといふことを以て之を非難するは必ずしも當らぬ、殊に經濟活動の基礎が自由主義の原理にあつた時代に於てはかゝる政黨の存立もその意味があつたのであつて、我が國に於ても政黨が藩閥官僚勢力に對し民意を伸張したことは之を認めねばならぬ、併しながら同時に政黨の過去に於ける行動が動もすれば、我が議會協贊の本然の姿から逸脱する憾みの少くなかつたことも亦之を否定すべくもない。

國民組織の運動はかゝる自由主義を前提とする分立的政黨政治を超越せんとする運動であつて、その本質はあくまで舉國的、全體的、公的なるものである、それは國民總力の集結一元化を促進することを目的とするものであり、従つて、その活動分野は國民の全生活領域に及ぶものである、國民組織運動はその故に假りに民間運動として始められた場合に於ても既に本質上は、從來の概念に於ける政黨運動ではない、むしろ政黨も、政派も經濟團體も、文化團體も凡てを包括して公益優先の精神に歸一せしめんとする超政黨の國民運動たるべきものである、況や此の運動が政府の立場に於て爲さるゝ場合には、それは如何なる意味に於ても政黨運動ではあり得ない、苟も廟堂に立つて輔弼の重責に任ずる者は、あくまで全體の立場に立つものであつて、自ら部分的對立的抗争性をその本質の中に含む政黨運動に

(9)

従事することは許されぬものと考ふるのである。

國民組織特に政府に依つて爲さるゝ國民組織の運動が、政黨運動の形を取るべきものでないことは上述の如くであるが、さればと言つて所謂一國一黨の形をとることも亦到底許されぬ、何となれば一國一黨は一つの「部分」を以て直ちに「全體」となし國家と黨を同一視し、「黨」に反對するものを以て國家に對する叛逆と斷じ、「黨」の権力的地位を恆久化し、黨首を以て恆久的なる権力の把持者となすことを意味するからである、かゝる形態が他國に於て如何に優秀なる實績を示したりとはいへ、その形態を直ちに日本に於て認むることは、一君萬民の我が國體の本義を紊るものと謂ふべきである、我が國に於ては萬民齊しく翼贊の責に任ずるのであつて、一人若しくは一黨が権力によつて翼贊を獨占することは絶対に許されぬ、萬一翼贊の意思に於て異なるものありとすれば、それこそ、聖斷に仰ぐべきであり、一度び、聖斷の下されたる時は凡ての臣僚が「承詔必謹」の大義に歸一することが日本政治の眞の姿でなければならぬ。

要之新なる國民組織は國民があらゆる部門に於て大政翼贊の誠を致さんとする國家的且恆常的なる組織である、素より之が完成は至難の事に屬するとはいへ、而も政府は之を以て時艱を克服するに最善の途なりと信する、本年二月十一日には長くも、大詔渙發せられ非常の世局に際し我々臣民の處すべき道を明かにし給ふたのであるが、政府は茲に聖旨を奉戴し、挺身してかゝる國民翼贊運動の先頭に立ち、現下我が國の直面する大試練を突破して以て、皇運扶翼の重責を完うせんとするものである。

新體制準備會は軍、官、民各方面の權威者に參集を請ひ、かくの如き國民組織の一般的構成國民運動の中核體の組織それと現存諸團體との調整國家機構との連繫等につき協議協力を乞はんとするものである。

(10)

六、重大時局に直面して

(昭和十五年九月二十八日近衛内閣總理大臣ラヂオ放送)

今回政府は世界歴史の一大轉換期に際し、畏くも、天皇陛下の宏大無邊なる、聖旨を仰ぎ奉り、ドイツ及びイタリアと三國條約を締結し、世界恆久の平和と進歩のため、協力邁進するに決したのであります。この秋に當り、不肖内閣總理大臣の要職を辱うし、顧みて責任の極めて重大なるを痛感し、こゝに全國民諸君に向つて、率直に時局の真相を語り、諸君の一大發奮に懇へたいと思ふのであります。

顧みれば支那事變勃發以來既に三星霜、敎聖文武なる、陛下の稜威の下、忠勇義烈なる陸海將兵の奮闘により、實に空前の戦果を收め得たのであります。しかしながら此の間、東亞を繞る關係列國の動きは、ますます、事變の性質を複雑にし、その解決を困難ならしめてをるのであります。究極するに日支の紛争は、世界舊體制の重壓の下に起れる東亞の變態的内亂であつて、これが解決は世界舊秩序の根柢に横たはる矛盾に、一大斧鉞を加ふることによつてのみ達成せられるのであります。乃ち日本は眼前の支那事變を解決すると同時に、全世界の紀元を更新すべき絶大の偉業に參劃し、その重要な役割を分擔せねばならなくなつたのであります。

活眼を開いて東亞と歐洲の現状を見れば、日獨伊三國は、實に、各、その持場に於て舊秩序打開のため共通の努力を續けつゝあるのであります。即ちドイツ及びイタリアは歐洲に於て新秩序を建設せんとして居るのであり、日本は大東亞の地域に於てアジア本來の姿に基づく新秩序の建設を期しつゝあるのであります。

(11)

そも、世界歴史の現段階に於て、直ちに世界を一單位とする組織の完成を期待することは出来ないものであります。世界の諸民族が數個の共存共榮圈を形成することは、必然の勢ひであります。而して日本が東亞に於て、ドイツ、イタリアが歐洲に於て、この共存共榮圈を指導すべき立場に立つことは、歴史上より見るも、地理上より見るも、經濟上より見るも、これまた必然の勢ひである。私はかゝる必然の傾向を阻まんとする處に、歐洲に於ては第二次大戰の勃發を見、東亞に於ては準戰時的國際關係の緊張を示すに至つたものと思ふのであります。果して然らば、日本が獨伊に協力し獨伊が日本に協力し、三國相寄り相扶けて、場合によつては軍事同盟の威力をも發揮せんとするに至れる、これまた必然の勢ひであります。かく觀じ來れば、われは今や有史以來の一大國難に直面したと云ふべきである。われは、この際、一大決心を以てこの國難の中に入し、斷乎として之を突破するの覺悟がなければならぬのであります。

(12)

今や日本は、既に過去三年有餘に亘る支那事變により、幾多忠勇なる將兵を犠牲にし、且つまた多大の國帑と經濟力とを消耗したのであります。然れども非常時日本は、一面に於てこの戰時の一大消耗を賄ひつゝ、猶ほ生産力の擴大と軍備の充實とに全力を注がねばなりません。これがため消費財の生産は大に制限せられ、一般國民生活も著しく抑壓を蒙るに至つて居るのであります。しかも國民諸君が此の實狀に直面して克くその困難に耐へ、相携へて元氣を振ひ起しつゝあることに對して、私は衷心より敬意を表するものであります。政府はかくの如き日本の社會情勢を検討し、更に緊迫せる國際關係と照し合せてこれを考ふるべきとき、この三國條約を締結することは、經濟的にも、軍事的にも、この時艱を克服し得る最善の方策なりとの確信に到達したのであります。

われはかくの如き重大時局にのぞみ、肇國の精神に基づき、萬民翼贊の學國新體制を確立せんがため努力を致して居ります。この新體制に生命を與へ、その精神を躍動せしむるものは、非常時國策の實踐であります。畢竟、新體制は机上の構想によりて決せず、難局打開の行動過程に於て發育し大成すべきものであります。今や日本の前途には民族の運命を賭すべき重大問題が横たはつて居る、しかもわれは積極的に邁進して、光明の一路を踏み開かんとするものであります。こゝに於てか、千辛萬苦は固より覺悟の前である。實にわが國は今や一億一心、否一億が眞に一心となつても、猶ほ足らざる環境に置かれてゐるのであります。

凡そ一國が泰平無事の際には各方面自ら放漫に流るゝを免れないのであります。しかしながら一たび國難來らんとするに當りては、何はさて措いても、全國民が結束して眼前の難關を突破せねばならず、そこに分派對立の餘裕も、自由討論の餘地もなく、一身の生活と享樂は同胞のために、個人の榮譽と利益は君國のために、安んじて犠牲に供されねばならぬのであります。非常の場合に直面して恐れず、疑はず、奉公の誠を致すは、實に日本國民の眞の姿であり、同時に、全國民をして各、其の處を得しめ、その全精神を傾け、その全能率を發揮して、國事に盡さしむるは、實に非常時内閣の責任である。新體制は實に上意を下達して國民を誘導し、下情を上通して君民一體の政治を完成せんとするものであります。乃ちその處を得しむるは政治の任、その誠を致すは臣子の分、かくの如くにして始めて義は君臣にして情は父子たる我が國體の精華を發揮し得べく、新體制の理想も亦是に盡きるのであります。

政府は、聖旨を奉體し、外に萬全の外交方策と、内に萬民翼贊の體制とを確立し、以て積極的國難打開の途に乗り出したのである。政治は國民に對して眞實を語り、その犠牲と奉公とを期待するとともに、政府はまた奮勵努力、全

(13)

國民に對し最低の生活と最大の名譽とを保證せんとするものであります。日本國家は非常時に際し、一人の暖衣飽食を許さず、また一人と雖も飢ゑに悩む者あらしめず、億兆その志を一にし、その力を協せて、海外萬里の波濤を開拓せねばなりません。切に諸君の發奮を望む次第であります。(九月二十八日夜放送)

七、地方長官會議に於ける近衛內閣總理大臣訓示要綱

(昭和十五年十月七日)

今回特に諸君の會同を煩はしたのは、時局に關する政府の所信を明にして、諸君の格別なる盡力を求めんとするに外ならぬのである。

一、日獨伊三國條約の成立

去月二十七日、日獨伊三國條約の締結に際し、畏くも大詔を渙發せられ、帝國の橋ふ所と國民の進むべき道とを明示せられたことは、洵に恐懼感激に堪へぬ次第である。日獨伊三國條約締結の意義、竝に聖旨を奉體して時局に處すべき國民の覺悟に就いては、政府は既に所信を明にしたのであるが、條約締結の目的が、戰禍の擴大を防止し、平和を促進するに在ること、竝に不幸にして最惡の事態を生じたる場合には、斷乎難に當るべき準備を常に怠るべからざること等に就いては、指導を誤らざる様特に留意を煩はしたのである。此の際國論の統一を素ること無き様措置するを要することは、亦勿論の事である。今や我邦は有史以來の重大時局に直面したのであつて、此の際の措置如何

(14)

は、正に我邦隆替の岐るゝ所である。今こそ國民は眞に一億一心となつて、國難に當るの決意を新にせねばならぬのである。

二、基本國策及新體制

不拔の國家態勢を確立し、國家の總力を擧げて我不動の國是に邁進せんが爲に、政府は曩に基本國策要綱を決定し、爾來銳意其の具體化に努力して居るのであるが、國策遂行の基底となる國民組織の必要性に就いては是れ亦已に聲明した所に明である。萬民翼贊の所謂國民組織は、國民をして日常生活に於て各自の職域に應じ、國家に奉公することを得しめ、各方面に互り、國の政策の樹立に、内面より參與せしむるものであり、又同時に樹立されたる國の政策を、あらゆる國民生活の末梢に迄、行き渡らせるものなのである。今般展開せられんとする大政翼贊運動は、即ち此の萬民翼贊國民組織の運動に外ならぬのであつて、是れは官民協同の國家的事業であり、全國民の國民翼贊運動である。然も狭い意味の精神運動ではなく、政治理想と政治意識との昂揚を目的とするものであり、高度の政治性を有しながら、而かも政黨運動とは斷じて其の本質を異にするものである。政府は大政翼贊運動推進の爲、大政翼贊會を成立せしめ、茲に愈、此の運動の實行に邁進せんとして居るのである。諸君は政府の意圖を十分了解せられ、全幅の支持と協力とを吝まざらんことを切望する。

(15)

三、官界新態勢

政府は又國防國家體制に即應せんが爲、官吏制度の改正を斷行すると共に、行政の運用に根本的刷新を加へ、其の統一と敏活とを目標とする官界新態勢の確立を期して居るのである。即ち現下緊要の戰時對策遂行の圓滑を期する爲

に、各廳に於て新なる觀點に立ち、廣く事務の緩急要否、執務方法等を再検討し、時局に鑑み比較的不要不急と認めらるゝ事務を停止し又は縮小する等、官廳事務の整理統合を行ひ由て生じたる餘力は、之を新なる緊急重要事務の爲に確保せんとするものである。諸君は克く政府の意を體し、時局に關する處置の萬全を期せられ度いのである。尙此の際缺くべからざるものは、吏道の昂揚である。官吏が國家の全局を思ひ、常に融和協力して滅私奉公以て事に當り、至公至正を期することは、此の際特に必要である。又善く各方面の事情を審にし、臨機應變、迅速果敢に處置すると共に、民間に對しては懇切を旨とし、手續の繁雜を避け、官民協力して國運の進展に寄與する様にせねばならぬのである。

重大時局に直面して、政府は固より全力を盡して事に當る考であるが此の際地方長官に期待する所亦頗る大なるものがある。諸君は克く政府の意を體し、地方の第一線に立つて、此の際の措置を誤らざる様萬全の方策を講じて時局を克服し、以て宸襟を安んじ奉らんことを期せられ度いのである。

(16)

八、日華基本條約締結に際し帝國政府聲明

(昭和十五年十一月三十日)

帝國は曩に更生新支那との關係を調整すべき根本方針を中外に闡明し支那に對し東亞新秩序建設の任務を分擔せんことを提唱せり、爾來年を閲すること二年、此間我が提唱に共鳴せる人士により樹立せられたる新政府は、皇軍武威

の宣揚に伴ひ着々其の歩を固め來り、今茲に日、滿、支三國間の關係を律すべき締盟の成立を見るに至れり、抑、本條約の意義たるや世界を擧げて新舊秩序相交流する一大混亂期に方り、眞に人類相愛の大道に立脚し天與の分を守り有無相通じ共存共榮の世界新秩序建設の先驅たるを明かにするものとして東亞民族の欣懐之に過ぐるものなからん、然りと雖も締盟の成立は事の初動に屬す其實效を收むるは今後に在り、加之支那には今尙ほ民族協和の大道を覺らず救國の大事を抗戰の一途に求め民を驅りて新秩序建設の前途を擁護するの走狗たらしむる勢力の殘存するあり、他方世界混亂の結果に因る列國の功利的策動亦熾烈を加へ、爲に抗戰勢力をして益、其迷夢を深からしめつゝあり、東亞新秩序建設の前途尙ほ事滋きを覺悟せざるべからず、之に處する各般の對策準備は一に我國民の聰明と努力とに存す、由來光榮の存する處責務之に伴ふ、帝國は其責務の愈、重大ふるに省み萬難を排して東亞新秩序建設の大業に邁進せざるべからず。

(17)

九、農民諸君に懇ふ

(昭和十五年十二月十四日近衛内閣總理大臣ラジオ放送)

只今茨城縣の内原訓練所に於ては農林大臣の主催によりまして全國農村から選拔されたる約一萬五千の青年諸君が農業報國のために熱烈なる訓練を受けてをられます、そこで私は親しく内原に参りまして、その訓練の様様を視察し、また私の話もいたしたいと思つて居つたのであります、政務多端のため東京を離れることが出来ません、そこで今日急にラジオを通じて内原の青年諸君に私の挨拶を送るとともに全國農村の青年諸君にも、この機會を通じてお

話をしたいと思ふのであります。

内原訓練所の加藤所長の哲學に従へば土地の生産力を増すためには深く掘ることと堆肥のほかはないといふのであります。深く掘つては糞尿と敷葉をまき、糞尿と敷葉を踏み固めては人糞をふりかけ、また踏み固める、脚絆も地下足袋もみんな糞尿にまみれてしまふ、しかし土を掘り糞尿にまみれること、そのいそしみが大和魂を磨き上げることだ、さういふ信念、さういふ信仰をもつて加藤さんは諸君を訓練し諸君は黙々としてそれを實行してゐるのである、皆さんが鋤を撻つて働いてゐる態度といふものは武士が太刀を構へて敵と相對する物腰と同様であり、兵士が銃をとつて戦場にたつてゐると同じ精神なのである、さういふ心構へをもつて深く深く土地を掘り下げて行く、そこには胡麻化しがない、あるものは實に涙ぐましい努力と誠實とだけである、今年の水が足りなくなつて何處でも困つた、しかし内原訓練所ではその割に困らなかつたといふ、それは加藤哲學のいはゆる深掘りと堆肥のお蔭である、平年であれば一尺掘つたのでは麥は實る、何も二尺掘り下げる必要はないのである、しかし日照り、水涸れといふ非常の場合に遭遇すると一尺掘つたのでは作物が枯れてしまふ、さういふ難局に當面した時に深掘りの意義がはじめてはつきりと表に現れて來るのである、深く掘れ、深く掘り下げろ、それを口でいふことは何でもありませんが常に黙々實地にこれを行つて行くこの努力、これが大切なものであると思ふのであります。

さて先程大政翼賛會が出来まして官民一體となつて新體制を布くに至つたことは皆さんも既に御承知の通りであります、そこで新體制とは一體どういふものであるか、新體制と申しましたところが今までのものを悉くひっくり返してしまつて全く新しい組織を組立てやうとするものではありません、今までのやり方の内で悪いところは改めて日

本がもつとよくなるやうに仕向けて行くことは勿論であります、しかしその根本の觀念においては別に新體制と申すほど眞新らしいものではありません、否寧ろその精神において昔ながらのものであると私は申したいのであります、即ち二千六百年以前に神武天皇が國を御開きになつたあの雄大壯嚴な御精神に則つてこの時局を解決したいと考へてゐるのでありますその意味においては私の目ざしてゐる所ものは極めて古い思想なのであります、二千六百年來連綿として續いてゐる所の肇國の精神をこの機會において最も生き生きと活動させたいといふのが新體制の眼目なのであります。

この間私が臣道實踐といふ言葉を使ひましたのも全くかういふ精神から出たものであります。私が陛下のお側近く仕へてをりますため臣道實踐を申したのではなく、全日本國民が陛下のお御心を心とし肇國の御精神を發揚するため擧つて臣道を盡して戴きたいと心から考へたからであります。かやうな次第でありますから新體制といふものは外國の精神を眞似るものでもなければ、人々を不安に陥れるものでもありません、日本始つて以來の精神をいよいよますます輝かし出さんとするものであります。これは日本國民の誰でも考へてゐる考へであります。この精神に反對を唱へるものは唯の一人もないと信するのであります。しかしながら只今の時局は實に多難でありまして國際情勢は複雑を極めてをりますから、われわれは暫くも心を緩めることが出来ません、この難關を乗り越えるためには國民は一體となつて奮闘しなければなりません。

昨日の自由放任の夢を追つて今日もなほ自分自身の利益を食らうとするやうなことであつては統一の機能を失ひ、國家が國家としての面目を立ててゆくことは困難になります。お互ひがお互にはげみ合ひ辛抱し合つて私といふもの

今日否定的な批評は怯者と雖もよくこれをなす。すべてを眞正面から認識し、一切の懷疑を棄て去つて、清新明朗、更に將來に大いなる希望を見出し得る者こそ眞の勇者である。國民は宜しく皇國の前途に思ひを致し、徒らなる懷疑批評を避け、常に偉大なる建設者の態度を以て現實を直視し、あらゆる困苦缺乏に耐へ忍んで現在及び來るべき難局を突破し、以て日本國民の偉大性を世界に示し、皇運の興隆に貢獻せられんことを望む。

一一、第七十六回帝國議會に於ける

近衛內閣總理大臣施政演說 (昭和十六年一月二十一日)

本日茲に第七十六回帝國議會に臨み、政府の所信を披瀝するの機會を得たことは、私の欣幸とする所である。

今期議會の開院式に當り、特に優渥なる勅語を賜り、寔に感激に堪へない、私は諸君と共に、謹んで、聖旨を奉體して、一意赤誠を盡し、以てこの非常時局における御奉公に缺くること無きを期し度いと思ふ。

事變勃發以來幾多の艱難辛苦を克服し、御稜威の下赫々たる戰果を收めたる皇軍將兵に對しては、深く感謝すると共に、護國の英靈に對しては、衷心より哀悼の意を表する次第である。

今や帝國は正に有史以來の非常時局に直面してゐる、この際内外の情勢に鑑み、内は國家總力發揮の國防國家體制を整備し、國是遂行に遺憾なき軍備を充實するの要あり、外は、大東亞の新秩序建設を根幹とし、まづその重心を支那事變の完遂に置き、國際的大變局を達觀して機に臨み適切なる施策を講じ、國運の一大進展を期するの要特に切なるものがあるのである。

るものがあるのである。

これがため政府は組閣匆々基本國策要綱を決定して、爾來銳意その實現に努力し來つてゐるのである。

舊に締結されたる日獨伊三國條約の趣旨は、畏くも當時誤發せられたる大詔に昭示したまひたる所であつて、帝國は本條約の締結により、世界の平和を保持し、大東亞の安定を確立するの大目的に向つて進まんとするのである、戰禍の擴大は固よりこれを欲するものではないが、帝國の所信を貫徹するは前途尙遠と謂ふべく、幾多の障礙に遭遇することあるべきを豫期するの要あるは固より、未曾有の國難突破をも覺悟せねばならぬ時期の到來をも豫想せらるるのであつて、この際全國國民の一段の發奮努力を切望する次第である。

帝國は舊に更生新支那との關係を調整すべき根本方針を闡明し、支那に對し東亞新秩序建設の任務を分擔せんことを提唱したのであつて、わが提唱に共鳴せる人士により樹立せられたる新政府は皇軍武威の宣揚に伴ひ、著々その歩を進め、昨年遂に、日滿支三國間の關係を律すべき締盟の成立を見るに至つたのである。しかしながら支那には今なほ民族協和の大道を覺らず、救國の大事を抗戰の一途に求むるの勢力残存し、最近英米等においては援蔣政策を更に露骨化し、帝國を牽制せんとしつゝあるのであつて、帝國は抗戰を事とする者は飽くまでこれを擊滅し、我に共鳴する者は堅くこれと提携し、大東亞新秩序建設のためにいよゝ邁進せんとするものである。

國體の本義に基づき庶政を一新し、以て國防國家體制を確立するは現下内政の急務であると信するのである、これがためには先づ敬神崇祖の美風の涵養に努むると共に、國體の本義に透徹する教學を刷新し自我功利の思想を排し、國家奉仕を第一義とする國民道德を確立すべきものと考へるのであつて、これが方策は固より政治の全面に關係を有

するものであるが、その根源は一に教育の力に俟つべきこと勿論であるので、教育の振興については政府は特に意を用ひてゐるのである。

國內新體制の基底をなすべき萬民翼賛の國民組織確立については、已に聲明した所であるが、さきに大政翼賛會の設立せられ大政翼賛運動は展開されつゝあるのである。

今や内外の實情は眞に一億一心を必要とする時である。今日全國民が小異を捨て、大同につき眞に一致して大政を翼賛し奉らんとする氣運に相成つて來たことは邦家のため洵に慶幸に存する次第である。大政翼賛運動は、申すまでもなく、全國民が國體の本義に基づき、憲法の條規に遵ひ、日夜その職域において奉公の誠を致さんとするものであつて、正に臣道實踐の一語に盡きるのである。大政翼賛運動が今後急速活潑に展開することは、政府の最も希望するところであつて、これが成否は國運の消長に影響する所甚大なるものあるべく、全國民の熱烈なる協力を期待してゐる次第である。

(24)

政府は夙に官界新態勢の確立を期し、先づ文官制度の改正を必要と認め、文官の身分保障制度を撤廢し、又文官の詮衡任用の途を廣むる等諸般の改正を行ふこととし、これに關する勅令も已に公布を見るに至つたのであつて、その運用については萬全を圖り以て官界の氣風の一新を期してゐるのである。更に時局即應のため官廳の事務の再編成等につきつても、鋭意攻究を重ね、必要なる改新は進んでこれを斷行する所存である。

政府は日滿支を根幹とし、大東亞を包容して、自給自足經濟の確立を期すると共に、官民協力の下に重要産業を中心とする総合的計畫經濟を遂行し、これによる生産力を擴充し以て軍備の充實の基礎を固くすると共に國民生活の安

定に資せんとするものである、これがためには公益優先、職域奉公の趣旨に基き、國民經濟を指導すると共に經濟新體制を確立し國民の潑刺たる創意に基く最高能率の發揮により生産力を増強せしめ、以てその總力を發揮することを得しめんとする所存である。

現下經濟情勢の變化に基づき、一般産業殊に中小商工業については、相當深刻なる影響を蒙りたるもの少からざる狀況であるが、政府は極力その維持育成に努むると共に、その轉業の已むを得ざるものに對しては、これに必要な諸般の施設を講じ、以て國策の遂行に伴ふ國民犠牲を少からしむることにつき鋭意努力を重ねてゐるのである。

事變の推移に伴ひ主要食糧確保の問題は極めて緊要と相成つたのであるが、これが對策として、生産の確保、配給の適正及び消費の規正に努めつゝあるのであつて、殊に米穀については國家管理制度の實施、その他需給調整上必要な措置を講じ、國民生活の基礎を安定せしめんことを期してゐる次第である、なほ政府は農家生活の安定を圖ると共に、農業生産の擴充伸展を期するため、肥料その他生産必需資材の供給に努め、食糧増産を圖る等萬遺憾なきを期してゐるのである。

(25)

國民生活必需物資は時局の進展に伴ひ一般に潤澤を缺くに至つたので、政府においては極力これが供給確保に努むると共に低物價政策を堅持し、以て國民生活の安定を圖つてゐるのであるが、國民また克く時局の重大性を認識して、生活を簡素にし、志操を堅持し、以て時艱克服を期せられんことを望むものである。

以上は高度國防國家體制確立のため極めて重要な施策につき申述べたのであつて、今後政府は渾身の力を揮ひ、これが完遂に當らんことを固く誓ふものである、國民亦この曠古の非常時局に臨み、我が肇國以來の輝しき國運の進

展が、常に、御稜威の下我が祖先の忠勇なる忍苦發奮に依り遂行せられたるものなることを想ひ起しつゝ、現下の難關を突破前進することによりてこそ、赫灼たる一大光明の境地に到達し得べきものなることを確信し、舉國相率ひ相信じて時艱克服のため全力を盡すの覺悟を堅持せられたいと切望する次第である、何卒政府の意のある所を諒とせられ、政府提出の豫算案竝に法律案については御審議の上速に協賛を與へられんことを切望する。

一一一、近衛内閣總理大臣答辯

〔衆議院に於ける大政翼賛會の件〕（昭和十六年二月八日）
格問題に關する質問に對して

大政翼賛會の性格等につきまして、政府の所見を明瞭に致したいと存じます。大政翼賛運動のことにつきまして、昨年八月の新體制準備會における私の聲明によりまして、すでに、概ね御承知のことと存じますが、この機會に簡単にその趣旨を申述べたいと存じます。

帝國は今や正に有史以來の非常時局に直面してをり、この變局に對處して、適切なる施策をなし、國運の一大進展を期せんがためには國防國家體制を整備して、國家國民の總力を集結一元化し、これを最高度に發揮することの必要なることは、今更申すまでもない所であります。この所謂高度國防國家體制の基礎は、實に強力なる國內體制を整備することにあり得るのであります。しかしてその基礎を成すものは、實に萬民翼賛の實を擧ぐべき國民組織を確立するに在ると信ずる次第であります。

(26)

かゝる國民組織の目標は、國民の總力を集結し、一億同胞が生きた一體として等しく萬民翼賛の巨道を完うするに在り、この目標を達成するには全國民が日夜その日常生活の各職域において翼賛奉公の實を擧ぐ得るやうにせねばならぬのであります、かゝる組織の下においてこそ、國策は國民生活の末梢に至るまで浸透し、その敏速かつ的確なる實現を期待するを得べく、また國民生活の實情は如實に政治に反映せられ得るものと考へます、かくの如くして、國民の總力は克く國政の上に集結せられるものと信じます。

大政翼賛運動は、政府に協力してかゝる萬民翼賛の實を擧ぐべき國民組織を確立し、その運用を圓滑ならしめ、もつて臣道實踐體制の實現を期するを目的とする全國民の運動であります。しかしてこの運動は、高度國防國家體制確立の要請から生じたものであつて、國民生活の全部門にわたり對立抗争を克服して、すべてを臣道實踐の精神に歸せしめんとする超黨派的の運動であり、且飽くまで舉國的、全體的であり、官民協同の國民運動であります。

大政翼賛會はかゝる國民運動を推進することを目的としてゐる團體であり、この國民運動と中核體となつて自ら率先して臣道實踐に挺身し、進んでその正しく且つ強き展開の推進力たることを本來の使命としてゐるものであります。この使命達成のためには、上意を下達し、下情を上通し、國策の樹立遂行に關し國家機關に協力貢獻するの機能を發揮すべく、特に機構を整備しその精神團結の強化と相俟ち、強力なる實踐力を發揚せねばならぬと信じます、かくの如く大政翼賛會の活動はその機能においてその目標において、在來の精勵及び政黨運動と大いにその趣を異にしてをります、高度の政治性を有すといふ所以も亦ここに存するのであります、しかして大政翼賛會の現實の運営においても常に會本來の目的及び趣旨に即すべきは事理の當然でありまして、その政府との關係においても、政府に協力

(27)

して、國策の徹底及びその圓滑なる遂行に寄與せんとするものであり、いはゆる下情上通の使命の如きも國民生活の實情を當局に反映し、その施策の参考に資せんとするものでありまして、政府と別個に独自の政策を掲げて、これが貫徹を圖らんとするものではありません、まして政權を圍る政治行動をなすが如きことのあり得べからざること、いはずして明かであります。

かくの如く大政翼賛會は、その本質上對立抗爭的政治活動をなすものでなく、又政府と別個に独自の政治的主張と目的とを以て行動する筋合のものでもありません、これ政府が大政翼賛會は治安警察法に謂ふ政事上の結社に該當せず、従つて治安警察法の政事上の結社に關する規定の適用は受けないといふ解釋を致してゐる次第であります。尤も大政翼賛會は一種の結社でありますから、治安警察法の規定中、政事上の結社に關する規定以外の一般の結社に關する規定及公事に關する結社に關する規定の適用せらるゝのは當然であると考へます、また大政翼賛會の個々の行爲についてはそれ／＼當該法規の適用を受くることもまた當然であります。

陸海軍大臣が大政翼賛會には大臣、次官、軍務局長等特定の職務にある者が職務の關係から軍と大政翼賛會との連絡協力のために加入する外、直接一般現役軍人が加入することはわが建軍の本義に照らしてこれを認めることが出来ない旨を述べられましたのは、大政翼賛會が治安警察法の政事上の結社に該當するから、現役軍人のこれが加入を認むることを得ないといふ趣旨において、はなないのであります、たゞ軍としては直接に一般現役軍人が大政翼賛會のものに個々に關係することは軍の團結及び紀律の方面より認むべからずとする理由に基づいてゐるのであります。

大政翼賛會はその發足後日なほ淺く、従つてその趣旨が徹底せざる憾みもあり、その機能發揮も十分でない點もあ

ると存じますが今後これが趣旨の徹底にも力を盡すとともに、この機構及運営にも、十分工夫改善を加へて参り、所期の効果を擧ぐるやうに致したいと存じます、なほまた大政翼賛會の活動にして、萬一にも、本來の目的および使命を逸脱するが如きことなきやう嚴重に戒め、過誤なきを期して参りたいと存じます。

今や内外の實情は眞に一億一心を必要とする時であります、大政翼賛運動は緊迫せる現下の情勢に促されて發生展開し來つたものであり、恐らくはこの運動の實效的な展開無くして、今日の時艱克服の難事業は到底これを遂ぐることは存せずと存するのであります、政府が大政翼賛運動の急速活潑なる展開を希望してゐることは、すでに私の施政演説において述べた通りであります、政府は不轉の決意を以て、大政翼賛運動の育成發展に力を致す所存であります、何卒各位におかれても、一層御協力あらんことを切望する次第であります。

一三、地方長官會議に於ける近衛内閣總理大臣訓示要旨

(昭和十六年四月八日)

一、日獨伊三國條約締結に關しては、前回の地方長官會議に於ても説明したが、その後歐洲の戰亂は益々深刻化し、世界の情勢はその趨く所豫斷を許さない、帝國の外交が日獨伊三國條約に基調を置くことは、もとより謂ふをまたない所であつて、帝國としては友邦との提携を益々固くし、以て世界平和の一日も速に來らんことを冀ふものである。

一、當面の國際關係(略)

一、我が戰時經濟運営の實狀(略)

一、大政翼賛運動は昨秋大政翼賛會の發足以來、着々その實を擧げて全國到る處に眞剣なる運動が展開されてゐることは喜ばしき次第である。政府は大政翼賛會の組織に關し、その後の經驗に鑑み、更始一新更に力強く發足せしむることと致したのである。

本運動の本質に就いては、已に昨年以來屢々聲明した通りであるが、元來大政翼賛運動は、萬民翼賛の國民組織を確立せんとする運動であつて、其の根本精神は萬民が各自の職域において臣道を實踐するに在るのである。本運動並に大政翼賛會に就いて、色々論ずる者もあつたが、根本精神に就いては、全國民に一人の異論もなかるべきことを政府は固く信ずるものである。政府は今回の改組を機會に本運動の展開を一段と助成せんとするものであつて、今回の會議中、大政翼賛會の運動發展につき、關係當局と諸君と十分懇談の機會があることと思ふが、今や國內外の情勢は眞に一億一心を必要とする秋である。大政翼賛運動は緊迫せる現下内外の實情に促がされて發生展開し來つたものであり、恐らくはこの運動の實効的な展開なくして、今日の時艱克服の難事業は到底之を遂ぐることを能はずと信ずるものであつて、政府は不退轉の決意を以て大政翼賛運動の育成發展に力を致す所存である。諸君に於ても克く本運動の根本精神を尊重して、一層の協力を致されんことを切望する。

一、現下内外の情勢は、正に一大難關に際會してゐるのであつて、この非常時局に對する政府の施策に關しては、第七十六回帝國議會に於ける施政方針演説に於ても、既に述べた所であるが、政府は固き信念の下にあらん限りの力を盡して施策を遂行し以て難局を打開せんことを期するものである。今日の時局に於て、國內體制を今迄のまゝにして置きて、政治機構を經營して行くことを以ては、國防國家體制の確立などは思ひも依らぬことであつて、今日庶政百

班にわたり根本的刷新を行ふの必要が益々深まりつゝあることを痛感する。

而して特に力説したいことは、其の新しき體制に移る爲の心構へ、即ち新體制の基本精神は、飽く迄も日本精神でなければならぬのである。外國の經濟統制の方式を採用するに當つても、之等制度の背景を爲す其の國々の思想を、無批判に採り入れるやうな結果に陥ることは、嚴に之を戒めねばならぬと思ふ。而して今日最大の急務は革新であるとか、現状維持であるとかの論議を一日も早く切り上げて、如何なる體制が、今日の日本の當面する難局を打開するに最も適當なる新體制であるかと云ふ事を私心を離れ、行掛りを捨て、眞剣に考へ、そして之を速に實現する事であると思ふ。

尙此の際特に一言し度いことは、近時經濟其他各分野に於て、統制の方式を採用するの已むなきに至り、之が爲官廳の擔當すべき部面が、極めて廣汎となり、且深化して來たのであるが、かゝる際に特に反省せねばならぬことは、官吏の取扱が時に懇切丁寧を缺くことなきか、又能率の上に於て十分ならざるものなきかと云ふことである。官に在る者は須く常に其の任務の益、重大性を加へつゝある事に思を致し、一層戒慎自重して民衆の立場に立つて考へることを忘れず、先づ自ら深く反省し然る後に於て克く教へ、克く導いて、以て官民一致協力難局打開に邁進せんことを期すべく苟も官僚獨善に陥るが如きことなきやう、深く期するところがあらねばならぬ。

一、此の時局に當面し、聖上陛下日夜の御軫念と日々御精勵は誠に恐懼感激の至りであつて、我々は唯々如何にして、大御心を安んじ奉るべきか、眞に焦心苦慮致してゐるのであつて、正に死力を盡して御奉公申上げるの外無いと考へてゐるのである。

諸君も政府の意の在る所を體して益々各自の業務の遂行に邁進し、時艱克服の爲萬遺憾なきを期せられんことを切望する次第である。

一四、地方長官會議最終日に於ける

近衛内閣總理大臣挨拶 (昭和十六年四月十五日)

政府は今回大政翼賛會の改組を行ひまして先日も之に對する決意を明にし、諸君の一段の協力を求めた次第であります。本日は更に詳細に今回の改組の要點を説明し、細部に互つて指示すると共に、種々協議を遂げ度いと思ふのであります。

昨秋大政翼賛運動の發足以來、本運動の進展の爲盡されたる諸君の努力は、洵に之を多とするものであります。今や本運動の趣旨が次第に徹底し來り、全國民が小異を捨てて大同に就き、眞に一致して各自の職域に於て臣道を實踐し、以て大政を翼賛し奉らんとする氣運に相成つて來ましたことは、邦家の爲欣幸に堪えぬ次第であります。今日の非常時局に於て、本運動の實効的なる展開は、時艱克服の爲に絶対に必要であることは私の已に屢述した所であり、而して本運動の實効的なる展開は又單に大政翼賛會の中央本部の充實を以て足るものではなく速に地方組織を整備し、其の活動を隆盛ならしむるにあらざれば到底期待することは出來ないのであります。此の意味に於て今回支部長を知事諸君にお願ひすることに致します。茲に諸君の一層の奮勵を切望して已まぬ次第であります。

(32)

私の御挨拶は之を以て終りいたします。

一五、日華共同聲明

(近衛内閣總理大臣・汪院長) (昭和十六年六月二十三日)

共同聲明

我等兩名は今次の事變を速に處理し之を契機として日華兩國永遠の關係を確立し以て共存共榮、東亞復興の共同目標に向て邁進せんが爲、曩に善隣友好、共同防共、經濟提携を内容とする東亞新秩序の建設に關し夫々聲明する所ありたるが昨年十一月三十日成立の日華基本條約及日滿華共同宣言の趣旨とする所亦右に外ならぬ。

抑、東亞新秩序建設の意義は東亞固有の道義的精神を基調として東亞に於ける侵略主義及共產主義の流毒を一掃し相互提携、共存共榮の國家を建設せんとするに在り。中國民衆中には日華の合作に依る東亞の復興を希望しつゝも右希望が果して實現せらるゝや否やに關し尙自信を有せず、依然として低徊觀望の態度を持し居る者尠からず存するが如き處東亞復興の偉大なる事業は今日の段階に於ても出來得る限り其の曙光を顯現せしめ大多數國民の信頼を得て鋭意全面和平の實現に邁進することに依り始めて之を達成し得べきなり。

(33)

今回我等會談の結果日華兩國政府は右共同の目標に向て一層の努力を爲すべきことを誓ひたり。國民政府は政治上、軍事上、經濟上、文化上、日華提携協力の具體的事實を提供し、民衆をして日華合作、東亞復興が日華兩國國民の共同の使命なることを知らしむるに努むべく日本國政府亦之に對して一層の援助を與へ國民政府をして能く獨立自由の權能を發揮せしめ以て東亞新秩序建設の責任を分擔せしむるに努力せんとす。

昭和十六年六月二十三日

近衛文麿
汪兆銘

一六、汪精衛閣下を迎へて

(昭和十六年六月二十四日近衛内閣總理大臣ラヂオ放送)

汪精衛閣下が、政務多端の時間を割いて、親しく我が皇室を訪問せられ、同時に、東亞の將來に關し、胸襟を開いて我が國の朝野と語るべく今回御來訪下さいましたことに對し、私は、わが國民と共に、滿腔の感謝を表するものであります。

われは、單に隣邦政府の主席として、儀禮的に汪先生の御一行を歓迎するに止らないのであります。

その半生を通じて、幾多の險難を冒し、あらゆる迫害を超え、血のじむ如き實踐と行動において中國自身のためには眞の愛國者であり、中國を愛するが故に日本を愛し、従つて又、東亞全體を愛することを躬を以て實證せられたところの、東亞復興の志士としての汪先生に對し、われは、知己としての感激を禁じ得ないのであります。

日支兩國の全面的衝突を未然に防ぐため、過去十年の間、汪先生がいかに苦心經營せられたか、汪先生の御身體の中には、今なほ數箇の彈痕を留めてゐるのであります。これを先生が開拓者として眞理の道を歩みつゞけられたることを語る活ける記念にほかならないことを日本國民は深く知つてゐるのであります。

(34)

自國を愛するが故に、日本と結ばねばならぬといふこの汪先生の御信念は絶対に正しいのであります。この解釋こそ、故孫文先生の大アジア主義の正統を嗣ぐものであり、且つ、東亞新秩序建設の日本の理想と符節を合するものであります。

われは、道義日本の良心において、汪先生の正しき信念を裏書きし、この信念の上に立つ隣邦政府の強化育成に全力を盡す覺悟を有してゐるのであります。

極めて冷靜に客觀的立場からみるときに、日本は支那に對し、恐らく三つの方法を持ち得るのであります。

第一は、日本の實力に應じて賠償、割讓等によつて支那を侵略することであり、

第二は、強大なる第三國と共に支那を分割的に支配することであり、この二つの方法は百年以來支那を殖民地化する方向において試みられたる諸列強のいはゆる帝國主義的政策であります。

第三は、前二者と反對に、支那の獨立國家たるの要望を否定せざるのみならず、進んでこれを強化育成し、その強化されたる支那と全面的に提携して、これを樞軸として東亞諸民族を解放し、永遠の平和を確立するといふ方法であります。

この三種の手段の中、前の二つの覇道的なる行き方は、實を申せば眼前安易でもあり犠牲少くしてすむところの功利的なる方法であります。

しかるにわれは、これを避けて最も困難にして常人の理解に這入り難いところの第三の途を何故に選んだのであるか、他無し、日本國家の道義性が嚴肅にこれを命令し、世界歴史の本流が明瞭にこれを保證するからであります。

(85)

す。

畏くも昭和十二年九月四日、第七十二議會の劈頭において 天皇陛下の下し給へる勅語において

「帝國ト中華民國トノ提携協力ニ依リ東亞ノ安定ヲ確保シ以テ共榮ノ實ヲ舉クルハ是レ朕カ夙夜軫念措カサル所ナリ」

と仰せられ更に又

「朕カ軍人ハ百艱ヲ排シテ其ノ忠勇ヲ致シツツアリ是レニ中華民國ノ反省ヲ促シ速ニ東亞ノ平和ヲ確立セムトスルニ外ナラス」

と仰せられたることは、聖戰の始、中、終を通じて眷々服膺すべき日本臣民の道念であるのであります。

日本は、この道念を以て、日本自らを律するとともに、この道念によつて汪先生を支持し、且つこの道念の命ずるがまゝに、斷乎として、内外の不逞なる挑戦者を排撃するに躊躇しないのであります。

そも、日支兩國が東亞において相隣りし、盛衰を俱にする關係にあることは地球の存在と共に動かすべからざるいは天命であります。なほまた文化の發達に従ひ、東亞共榮圈内の諸國家が次第に有機的關係を深められて行くといふことは歴史の必然的傾向であります。こゝにおいてか、日支兩國は相結ぶべく、相争ふべからず、親日和平こそ支那立國の基礎にして、彼のいはゆる抗日救國論の前途に何等の建設性無きことは眼あり耳あるものならば一點の疑惑を要せざるところであります。

しかるにもかゝはらず、支那の指導者中、今なほ親日和平の正論に耳傾けざるものがあるといふことは汪先生と共

(86)

に、われわれの深く遺憾とするところであります。世界形勢の變化水流よりも急なる今日、かくの如き時代錯誤のみに停滯し、われわれの東亞をして、長く内亂の状態に置くに忍びざるが故に、われわれは、常に心を虚しうして重慶的勢力の反省頓悟を希はざるを得なかつたのであります。

しかしながら如何にわれわれにおいて東亞全體のために忍びざるものあるにせよ、われわれの行動の根本となるのは實に大義明分であります。われわれは道義を棄てて功利に奔るべからず。永久の眞理を去つて、一時の苟安を求むるわけには行きません。

昨年秋成立したる日華基本條約と日華滿三國の共同宣言こそは、東亞の將來を律する道義と眞理の具體的標準にほかならないのであります。

しかし、この公明正大なる大道に立つて、如何にして一日も早く中原の戰を收拾し、四億人民をして蘇生の思ひあらしむるか、これは本質において支那國內の問題であります。われわれは汪先生に信頼し、同志として萬幅の支持と協力を致す積りであります。

御承知の如く、今や世界は洋の東西を問はず、戰雲に閉ざされてゐます。人類本然の傾向に従つて、世界は新らしき秩序を要求し奪略に根柢をおくところの古き體制を否定しつゝあるのであります。この時代において、ある民族乃至國家が何等の犠牲を拂ふことなしに、明日の價値ある存在たらんことを夢想するものありとすれば、それは正しく無智と申すほかほかしいものであります。

勿論、われわれは出来るだけ戰爭の慘禍を縮小したいのであります。日支兩國は他の國の道具ではありません。日

(87)

本も支那も各、自己の意志を持つてゐるのであり、また持つべきではありません。日支兩國は本来ならば自己の意志によつて、和することも戦ふことも出来る筈であります。それが出来ないのは支那本来の意志の故にでなく、實に外來の第三者に牽制されて從來の支那の意志が正當な意味で獨立してゐないからであります。眞の獨立國家とはそれ自身の目的と意志を持つものでなければならぬ。さうして眞の獨立支那の意志は今や汪先生を通じて、砲烟彈雨の間から生れつゝあることをわれ／＼は確信するのであります。かくの如き日支兩國の自發的なる結合が成るならば、それを世界新秩序の樞杆たり得ることを深き自信を以て明言し得るのである。新支那の前途は斷じて平坦ではありませぬ、太平洋を中心としてわが日本の周圍も波高きものがあります。しかしながら、歴史的眞理は常に紆餘曲折しながら遂にその落ちつくところに落ちつくのであります。眞理のための戦ひの坂は如何に險しくとも、また如何に長からうともその峠は、唯一箇所でありませぬ。道遠きが故に迷ふが如きは志の足らざるの致すところでありませぬ。それが上りか下りかは簡單に斷言出来難いにせよ、汪先生の驟起によつて日支問題の峠が何處にあるかをわれ／＼は明日に認識し得たのであります。

しかしこれに對しわが日本は、中途にして志を廢するものではないのであります。われ／＼の前途にあるものは光明である、かく斷言して、これをもつて汪先生御一行に對する心よりの餞けにいたしたいと思ひます。

(終)

一七、七月の興亞奉公日國民常會に際し

近衛内閣總理大臣ラヂオ放送 (昭和十六年七月一日)

今夜の皆さん方の隣組常會では、けふの興亞奉公日を迎へて、定めし有益な話が澤山出ることと存じます、そしてさういふ有益な話をかはしながら、お互にお國のために盡くさうといふり／＼しい心に燃え立たれることと信じます。私もまた「興亞」といひ、「奉公」といふ言葉を耳にいたしますと、おのづからにして、愛國の熱情が胸にたぎるのを覚えるのであります。

國民諸君が常々愛國の念に燃え立つてをられることは申すまでもないことでありますが、事變以來別してその熱情は燃えさかるばかりであります。愛國と云ふ言葉が皆さんの唇にのぼらない日はなく、愛國といふ文字が紙の上に印刷されない日は一日もありません。まことに力強い次第で、大日本帝國のゆるぎのない姿が、そこにまぎ／＼と現れてをるのであります。

ところで、この愛國といふ文字、この文字は一體、日本ではいつ頃から行はれたのであるか、どういふところから出てきたのであるか、さうゆうことになるかと恐らくはその方の専門家でない限り、すぐに答へのできる方は少なからうと思ひます。もちろん愛國といふことは、愛國といふ文字の起源や、意味のせんさくが大事なものではありません。身をもつて愛國の精神を實現することが何よりも肝要なのであります。しかしながらこの「愛國」といふ文字が日本の書物に現るゝにいたりましたのは、單に「愛」といふ字と「國」といふ字とを書き列べただけのことではありません。こ

の文字がはじめて書き記されたかには實に悲痛なる事實がひそんでつたのであります。そこで私は、今日の興亞奉公日にあたりまして、此の事實をみなさまに申しあげることが、必ずしも無用のことではないと信するのであります。

今から約、千三百年ほど前の話であります。齊明天皇の御代に——この時代は、大化の革新のあつたあとで、内外ともに複雑多難な時代でありまして、支那においては唐が勢力を振つてゐた頃であります。唐は勢ひに乗じて遼東から、ずつと朝鮮にまで手を伸ばしてまゐりました、そこで百濟の國では、自分一國だけでは防ぎきれないものですから、日本に救ひを求めてきました。

齊明天皇は女帝にましましたから、中大兄皇子、すなはち後の天智天皇とおはかりになりました。朝鮮に軍隊をお差し向けになりました。その軍隊の中に、筑紫の國の人で、大伴部博麻(はかま)といふものがゐりました。この博麻は、いくさよぼろ(軍丁)といつて、今日でいへば兵卒であります。その兵卒であるところの大伴部の博麻は、朝鮮に渡つたのでありますが、向ふの戦ひにおいて、不幸にも唐の軍隊に捕虜になつてしまひました。そして、彼らの國に連れて行かれてしまつたのであります。

ところがその頃唐の國では、朝鮮だけではないに、日本をも攻め滅ぼさうといふ大それた計畫をめぐらしてをりました。たまく向ふにをつた日本人で、土師おむらじ富杼などといふ者がありましたが、これらの人たちが、この秘密をひそかに探りだしたのであります。けれどもそのことをすぐ日本に知らせるといふわけにはまゐりません。どうしても自分自身、本國に歸つて、これを傳へるより外に方法がないのであります。

(40)

ところが、彼らは歸國しようにも金もなければ、道中の食物もないといふありさまであつて、この重大な秘密を探りだしながら東の空を望んで、ただ嘆息してをるといふ状態でありました。

するとこの事を知つた大伴部博麻は、土師のむらじに向つて、かう申しました。「あなた方は一刻も早く日本に歸らなくてはいけない、道中の費用がないなどといつて時を過ぎては一大事である。私の中からだを奴隷に賣りさへすればわけのないことです。どうか私を奴隷に賣つて下さい、私を奴隷に賣つて、その金でもつて、一刻も早く日本に歸り、唐の計畫を朝廷に申しあげていただきます」とかういつたのであります。奴隷の生活といふものが、どの位悲惨なものであるか、まして日本人が支那で奴隷になるのでありますからその苦痛は言語に絶するものがあつたらうと思ひます。しかし彼はみづからそれを志願し、どんな苦しい境涯に落ち込まうともそんなことはもの數ではない、萬一日本がこの計畫を知らないでつて、防備を怠るやうなことがあつてはゆゑしき大事である。よしや自分は異境にあつて、むごい鞭で打ち殺されようとも、お國の大事にはかへられない。と眞實こめて語つたのであります。これを聞いた土師のむらじたちは、同胞のひとり奴隷に賣ることはいかにも忍びがたいのであります。博麻の言葉が赤誠の念にあふれてをつたものでありますから、つひにその言葉に従ひまして、彼を奴隷に賣りその金でもつてひそかに日本に歸つたのであります。そしてつづさに唐の計畫を朝廷に報告いたしました。その結果日本においては、壹岐、對馬をはじめとして九州から中國まで、嚴重な防備を施したのであります。その防備の遺跡は、今日もなほ所々に残つてゐるくらゐであります。さういふ嚴重な備へがあつては海を渡つて攻めてくることは容易なことではありません。そのために唐は、とうとう日本に攻め寄せてまゐりませんでした。

(41)

もしこの時、唐の軍隊がやつてまわりましたならば、元寇の亂と同じやうな事件が、千三百年前に行はれたかもしれないのであります。幸ひにして、さういふわざはひを未然に防ぐことができましたのはもちろん博麻ひとりの功績ではありませんけれども——彼の盡忠報國の志に負ふところが少くないのであります。

大伴部の博麻は、その後、唐にとどまること三十年、持統天皇の四年に、學問僧たちとともに日本に歸國いたしました。

天皇は大伴部の博麻が朝廷を尊び、國を愛し、己を賣り、忠をあらはしたことを御嘉賞になつて、一兵卒であつた彼に、みごとのりを賜はり、位をお授けになり、水田やら稲やら布やら澤山の御褒美をくだされたのであります。そしてその時の、みごとのりの中に、初めて「愛國」といふ文字が現はれてまゐるのであります。

學者の説によりますと……もちろん愛國といふ精神はずつと古くからあつたものに相違ありませんが、文字として残つてをるものではこの時のこの言葉が、一番古いものとされてをります。——「愛國」たつた二字の文字ではあります。この二字が紙に記されるためにはたゞ今申しましたやうな、實に悲壯極まる、忠烈なる事がらがあつたのであります。

今日、私が皆さまに聞いてもらひたいと思つてゐるのは、この文字が日本にうまれいづるに至つたまでの事實であります。精神であります。……申すまでもなく、日本人はひとり残らず愛國の精神に燃えてをります。私はその事實を固く信じてをります。信じてをりますが故に、今日はことさら大伴部の博麻の事績をお話して、皆さまの愛國心を一層驅り立てようとしたのであります。

國民に愛國の觀念が薄らいだから、愛國の話をするものではありません。國民に愛國の熱が高まつてゐるからこそ、私は愛國の物語りをするのであります。熔鑪の火が消えてから、石炭を投げ込んだのでは何の役にも立ちません。國民が熱してゐる時に、この物語りをお傳へして、私はともどもに燃えあがりたいたいと思つたからであります。

千三百年まへにおいて、大伴部の博麻は身をもつて「愛國」を實踐いたしました。國家で編纂になつた「日本書紀」の中にある「愛國」といふ文字は、彼のからだで描いたところの文字であります。まことに「臣道實踐」の生きた標本と申すべきであります。

この精神、この實踐、これを今日において生かして行かうとするのが、實に大政翼賛運動の根本の精神であります。

しかし一方においては、戦争がもう五年も續いてゐるのでありますから、國民諸君はさまざまな點でさぞかし不便、不足、不満を持つておいでになることと思ひます。私はそれをよく承知いたしてをります。しかしながら諸君、これが外國であつたらどうでありますか、戦争が五年も續いて、今日われわれが生活してゐるやうな、これだけの生活が果して出来るでありませんか、それを思ふと「大日本は神國なり」といふことをしみじみと感ずるのであります。もちろん私は出来るだけ、政府の機關を督勵いたしまして、皆さまの不便、不足を少くするやうにつとめますが、皆さまもまた、出来るだけ心をひき締めていたゞきたいと思ふのであります。

御承知の通り、世界の戰亂は日に日に擴まるばかりであつて、不足の品を海外から取り入れようとしても、運ぶことがなか／＼困難でありますし、なかには、金を出して買はうとしても、賣つてくれないといふ國があるのでありますか

ら、物資の不足は當分覚悟していただくかなければなりません。そこで、これが對策としては、是非とも自給自足の道を立てなければなりません。

すなはち、わが國で必要とするものは、わが國內でこれを充たす、どうしても國內だけでまに合はぬものは、東亞においてこれを充たす、といふやうにしなければなりません。これはわが國が立つて行く上において、絶對に必要なことであります。けれどもそれは獨り日本だけの問題ではありません、東亞に籍をおく國へも、全く同じ事情にあるのであります。こゝにおいてか、大東亞共榮圏といふ言葉が叫ばれるのであります。東亞における國々は、お互に手をたづさへて共に生き共に榮えるといふ事にならなければならぬのだと信ずるのであります。

これにわれらの希望があり、われらの使命があるのであります。

ところが、御承知の通り、世界の情勢は日増しに複雑をきはめ、榮枯盛衰が實にはげしいのであります。しかしながら、世界の姿がどう變つて行かうとも「日本は日本の道を行くのだ」かうなくてはならないと思ふのであります。どこの國がどうだから、かうしようなどといふ、さもしい心がけであつてはなりません。そのかはり、それが日本の進むべき道であつたら、いかなる障礙があらうとも、これを打ち破つて突進する。さうゆう信念のもとに行動するものでなくてはならないと、私は確信するのであります。今日のやうな時代にあつては、恃むべきものはどこまでも自國の力であり、日本の國力だけであります。それ以外に恃むべきものはなにもないのであります。そして、その國力が強まるのも、弱まるのも、いつさい皆さまの心一つにあるのであります。皆さまの心が一つに團結してをりますならば、世界に何ごとが起りませうとも、少しも恐るゝところはないのであります。

(44)

どうか諸君、心を一つにして、それぞれの持ち場を守つてください。それ々の職業に全力を打込むことによつて、一億一心のまことをあらはしてください。

世界の情勢は、どれ程複雑でありますとも、皆さんの力が一致團結してをりますならば、日本の前途には明るい希望がかゞやいてゐるのであります。

どうか諸君、頭をあげて、力強く前進していただきたい。

どうか諸君、不足や不満をいふ前に、日本の使命を考へていただきたい。愛國の熱に燃えてゐる諸君は、愛國の文字のはじめて記された當時の事がらを追想して、どうか一層勇氣を振り起していただきたい。

興亞奉公日にあたり、私の感ずるところを述べて、切に皆さまの御奮勵を祈る次第であります。

(45)

一八、重要國策決定に關し政府發表

(昭和十六年七月二日午後一時三十分)

本日 御前會議において現下の情勢に對處すべき重要國策の決定を見たり。

一九、近衛第二内閣總辭職に際しての政府發表

(昭和十六年七月十六日午後十一時十五分)

現内閣は昨夏大命を拜して以來閣内一致内外諸般の施策に最善の努力を致し來つたのであるが、變轉極まりなき世

界の情勢に善處して、益々國策の遂行を活潑ならしめんがためには先づ國內體制の急速なる整備強化を必要とし、従つて内閣の構成もまた一大刷新を加ふることを痛感し、こゝに内閣總辭職を執行することとなり、近衛内閣總理大臣は本日臨時閣議において閣僚の辭表を取極め午後九時葉山御用邸に伺候してこれを御前に捧呈した。陛下よりは何分の沙汰あるまで國務を見よとの優詔を賜つたので近衛内閣總理大臣は恐懼して御前を退下し待機中の各閣僚に報告した。

参考

大政翼賛會發會式に於ける近衛總裁挨拶(昭和十五年十月十二日)

わが國は正に一大轉換期に際會し、外に善隣との盟約を固うし、内に新體制を樹立し、大東亞の新秩序を確立すると共に、進んで世界新秩序の建設に邁進致さねばならない時が参りました。

政府は聖旨を奉戴し、現時の國際情勢に鑑み、高度國防國家の體制完遂に對して全力を擧げつゝあるのであります。高度國防國家の建設は、政治・經濟・文化等の各部門に於て過去に於ける一切の殻を捨て、新らしき目標に向つて一億一心の協力態勢を整備し、又國家機構の各部門をして最も圓滑なる有機的回轉をなさしめることによつて始めて可能となるのであります。

現内閣成立以來國內を擧げて、新政治體制の實現に對し絶大なる共鳴と協力を得ましたことは、眞に感謝に堪へま

せん。こゝに本日大政翼賛會發會式を擧げ、萬邦無比の國體に基づき世界に比類なき理念の上に、大政翼賛運動を本會の推進によつて發足するに至りましたことは、眞に御同慶に堪へないところであります。

申すまでもなく、今やわが國は、明治維新にも比すべき重大なる時局に直面してをります。わが大政翼賛の運動こそは、古き自由放任の姿を捨て、新らしき國家奉仕の態勢を整へんとするものであります。歴史は今やわが國に對し重大なる時期の到來を告げつゝあります。大政翼賛運動の將來は眞にわが國家の運命を決するものであり、しかも本運動の遂行は容易の業ではありません。われわれは前途に如何なる波瀾怒濤起るとも必ずこれを乗切つて進んで行かねばならぬのであります。本運動の發足に當り、私はその推進的原動力となつてこの難事業の完成に協力せられる役員諸君に、衷心より敬意を表するものであります。

各位はこの重大なる使命達成のため、挺身これに當られ大御心を安んじ奉り、忠誠の實を擧げられんことを切望してやまざる次第であります。

最後に大政翼賛運動綱領については、準備委員の會合に於ても數次眞剣なる論議が行はれたことを承つてをります。しかしながら本運動の綱領は、大政翼賛の臣道實踐といふことに盡きると信ぜられるのであります。このことをお誓ひ申上げるものであります。これ以外には綱領も宣言も無しと言ひ得るのであります。若しこの場合に於て宣言綱領を私に表明すべしと云はれるならば、それは「大政翼賛の臣道實踐」といふことである。「上御一人に對し奉り日夜それの立場に於て奉公の誠をいたす」といふことに盡きると存するのであります。かく考へ來て本日は綱領宣言を發表致さざることに私は決心致しました。このことをつけ加へて明確に申述べて置きます。

